

静岡産業大学学術情報リポジトリ規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、静岡産業大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の適切な管理及び運用を図るため、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 リポジトリは、静岡産業大学（以下「本学」という。）の教育研究活動を通して得られた学術成果等を電子的な形式で恒久的に蓄積、保存及び公開することにより、本学の教育研究の発展に資するとともに、社会に対する責務と貢献を果たすことを目的とする。

(統括責任者)

第3条 リポジトリの管理運用を統括するため、統括責任者を置き、図書館長をもって充てる。

(審議決定)

第4条 リポジトリの管理運用に関する事項は、全学広報メディア委員会において審議を行う。

(管理運営)

第5条 リポジトリに関する管理運用は、大学事務局図書館課（以下「図書館課」という。）において行う。

(登録資格等)

第6条 リポジトリに学術電子資料を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学に在職しているまたは在職したことがある教職員
- (2) その他統括責任者が適当と認める者

(学術電子資料)

第7条 リポジトリに登録することができる学術電子資料（画像、動画及びデータ集を含む。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 主要な部分が、本学における教育研究活動に関連して作成されたもの
- (2) 登録者が主要な部分の作成に関与したもの
- (3) 蓄積、保存、公開等の際し、法令及び本学の諸規程に反していないもの、並びに情報セキュリティ上の問題が生じないもの
- (4) ネットワークを通じて配信が可能であるもの

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、統括責任者が適当と認めた場合は、登録することができる。

(登録手続)

第8条 リポジトリに学術電子資料の登録を希望する者(以下「登録申請者」という。)は、「静岡産業大学学術情報リポジトリ登録申請書(公開許諾書)」(別紙様式)を提出し、申請手続を行い、図書館課に提出するものとする。

(登録及び公開方法)

第9条 統括責任者は、登録を許可した学術電子資料を次の各号に掲げる方法により登録及び公開する。

(1) 学術電子資料を複製し書誌情報を付与のうえ、管理用サーバに登録する。

(2) 前号の複製物及び書誌情報を、ネットワークを通じて無償で公開する。

(著作権にかかる利用許諾)

第10条 登録申請者は、登録を希望する学術電子資料について、著作権の許諾の手続を行わなければならない。

2 登録申請者は、登録を希望する学術電子資料の著作権が複数の者に帰属する場合または登録申請者以外の者に帰属する場合は、あらかじめ他の著作権者の利用許諾を得なければならない。

(著作権の帰属)

第11条 学術電子資料の登録を行っても、原著作権に影響は及ばない。ただし、リポジトリとして形成された書誌情報の著作権は、本学に帰属する。

(学術電子資料の削除)

第12条 統括責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録された学術電子資料を削除することができる。

(1) 登録申請者から、学術電子資料の削除の申請があったとき

(2) 全学広報メディア委員会が削除することが適当である学術電子資料と判断したとき

(利用者の責務)

第13条 登録された学術電子資料をネットワークを通じて利用する者(以下「利用者」という。)は、著作権法に規定されている私的使用、引用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

(免責事項)

第14条 登録された学術電子資料の内容に関する責任は、当該登録申請者が負うものとする。

2 本学は、登録された学術電子資料を利用することによって生じた利用者のいかなる損害、不利益について、一切の責任を負わないものとする。

(改正)

第15条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、リポジトリの管理及び運用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。